



税制改正により
軽自動車税の税額が変わります

■三輪・四輪以上の軽自動車税額

| 車種区分 | | 平成 27 年度以降 | | 平成 28 年度以降 | 平成 28 年度限定 |
|------|-----|---|---|---|---|
| | | ①現行税額 平成 27 年 3 月 31 日以前に新規検査を受けた車両 (③の場合を除く) | ②新税額 平成 27 年 4 月 1 日以降に新規検査を受けた車両 (④の場合を除く) | ③重課税額 (グリーン化特例) 新規検査を受けた日から 13 年を経過した車両 | ④軽課税額 (グリーン化特例) 平成 27 年 4 月 1 日から平成 28 年 3 月 31 日までに新規検査を受けた車両で、一定の環境性能向上の基準を達成した車両は、その達成率に応じて標準税率(新税額)の概ね 25～75%軽減 |
| 三 輪 | | 3,100 円 | 3,900 円 | 4,600 円 | |
| 四輪以上 | 乗 用 | 自家用 | 7,200 円 | 10,800 円 | 12,900 円 |
| | | 営業用 | 5,500 円 | 6,900 円 | 8,200 円 |
| | 貨 物 | 自家用 | 4,000 円 | 5,000 円 | 6,000 円 |
| | | 営業用 | 3,000 円 | 3,800 円 | 4,500 円 |

※「新規検査」とは、車検証に記載されている「初年度検査年月」のことです。また、軽自動車税は、毎年 4 月 1 日現在の軽自動車の所有者または使用者に、1 年分が課税されます。
※「二輪車・小型特殊自動車」の税額の引き上げは 1 年間延期し、平成 28 年度から適用されます。

〈問い合わせ先〉 税務課 (☎ 82-1125)



平成 27 年度 市民交通災害共済

交通事故に遭われた人に対して、その会費から見舞金をお支払いする相互扶助の制度です。

◎対象

市内に在住し、住民基本台帳に記載されている人(その家族で学生の場合は市外在住でも可)

◎掛金

- ・中学生以下および 70 歳以上 300 円
- ・上記以外 500 円

※ 1 人 1 口、途中加入の場合も同額です。

◎補償額

- ・死亡 1,000,000 円
- ・傷害 7,000 円～ 230,000 円

◎共済期間

4 月 1 日～平成 28 年 3 月 31 日

※途中加入の場合、申込日の翌日からとなります。

◎申込方法

生活安全課、仮設山陽総合事務所、南支所、埴生支所、公園通出張所、厚陽出張所に備え付けの申込書に記入し、申込先の金融機関に掛金を添えて提出

※申込書は、申込先の金融機関にも備え付けています。

※ ATM はご利用できません。

◎申込先

山口銀行、西京銀行、中国 5 県のゆうちょ銀行・郵便局、山口宇部農業協同組合



〈問い合わせ先〉 生活安全課 (☎ 82-1133)